

徳島県立産業観光交流センター・徳島県立男女共同参画総合支援センター指定管理者の募集内容に関する質問及び回答

質問No.	タイトル	質疑事項	回答
1	参考資料の提供について	徳島県立産業観光交流センター・徳島県立男女共同参画総合支援センターの館全体の床に使われている材料について、資料があれば共有していただきたい。	徳島県立産業観光交流センター・徳島県立男女共同参画総合支援センターの床材の仕上げが確認できる設計資料があります。参考資料として抜粋した床材設計資料の配付を希望する場合は、「指定管理者募集参考資料提供申込書」に必要事項を記入し、にぎわい政策課まで提出してください。提出確認後、データにて配布いたします。
2	参考資料の提供について	徳島県立産業観光交流センター・徳島県立男女共同参画総合支援センターの中長期的な修繕の計画があれば共有していただきたい。	徳島県立産業観光交流センター・徳島県立男女共同参画総合支援センターは、今後30年間の施設の運用を目指した中長期保全計画表を2024年に作成しております。ただし、これは施設運用のための修繕更新を行う目安として活用しているものです。点検結果や災害時の影響等を勘案し、優先度の高い箇所から計画的に修繕、改修を行っており、将来的な県予算の支出を確約するものではありません。参考として電力設備部分の改修予定を抜粋したデータを配布いたします。配布を希望する場合は、「指定管理者募集参考資料提供申込書」に必要事項を記入し、にぎわい政策課まで提出してください。提出確認後、データにて配布いたします。
3	指定公金事務取扱者について(別添資料①要求水準書P11)	「指定公金事務取扱者」の指定を受けるには、どのような手続きが必要でしょうか。	徳島県立産業観光交流センター・徳島県立男女共同参画総合支援センターの運営業務には使用料の徴収に関する業務が含まれるため、本業務を行う前に「地方自治法第243条の2第1項の規定に基づく指定に係る申出書」に必要事項を記入して提出し、指定を受けていただく必要があります。その際には添付資料として、直近の財務諸表、組織等の業務執行体制、個人情報の保護及び法令遵守に関する方針並びに体制が分かる資料を提出していただきます。県が内容を確認し、問題がなければ、地方自治法第243条の2第1項の規定に基づき「指定公金事務取扱者」として指定いたします。
4	自主事業について(別添資料①要求水準書P9)	現行の指定管理における使用料減免の取扱においては、「アスティとくしま周年記念事業」や、ふれあい広場を活用した「ポスター展や写真展」等について、その公益的効果をお認め頂き減免を適用いただいておりますが、次期指定管理においても同様の取扱をご検討頂けるのか、その基本方針についてご教示いただきたい。	産業観光交流センターについては、「徳島県産業観光交流センター使用料減免要綱」に基づき、実施する事業ごとに内容を審査し、施設の利用促進が図られるか、本県の観光振興に寄与するか等を鑑みて減免の適用を判断しています。 なお、男女共同参画総合支援センターについては、「徳島県立男女共同参画総合支援センター使用料減免要綱」に基づき、減免を実施しております。

5	指定管理者指定申請書(様式3-1)	添付書類の順番が、様式9の後に10-1になっているが、募集要項8ページでは様式9の後に定款、寄付行為・・となっており、申請書類の順番が違いますが、どちらに準じれば良いのでしょうか。 また、申請書は1冊にまとめないといけないのでしょうか。分冊にしても可能でしょうか	募集要項8ページの順番に準じてください。様式3-1で示す(ア)～(エ)の書類は様式9の参考書類になります。 申請書は1冊に綴じてください。
6	スケジュール(別添資料5)	11月上旬に予定されているヒアリングに関して、実施可否はいつ決定するのでしょうか。	現在、11月6日の実施に向けて調整中です。申請書提出者には詳細な日時が確定次第、通知いたします。
7	指定管理者指定申請書(様式3-1)	申請者については、JVでの提案の場合、代表企業の情報のみで良いのでしょうか。または、JV企業全ての名前、情報が必要なののでしょうか？ 辞退届も同様です。	様式3-1の申請書につきましては、JV等の構成グループ代表のみの記載となります。辞退届についても同様の取り扱いです。ただし、様式4～7のように構成員の記載が必要な様式については代表者だけでなく構成員情報の記載をお願いいたします。

8	指指定管理料および経理等について(要求水準書 別添資料①)	P6 指定管理料の対象経費として「運営費(利用促進業務等、各事業の企画・実施に必要な経費)」と記載されており、またP8では(1)施設の運営業務「イ利用促進業務(県、の委託業務のほか、指定管理者が自ら行う業務(自主事業)を含む)として～PR活動、興行誘致活動」を列挙し記載されています。 一方でP9「自主事業とは管理運営業務以外の業務で～指定管理料を充てることはできない。」と規定されています。 指定管理料・運営費に含まれる「利用促進業務、各事業の企画・実施に必要な経費」とはどのような事業者・経費を想定しているのか、また指定管理料対象経費である利用促進業務と、対象経費である施設の利用促進を目的とする自主的な事業の違いを具体例を含め教授いただきました	今回の募集における自主事業は、広く施設の利用促進に向けた事業という点においては管理運営業務と趣旨を同じくするものですが、自主事業は、自己の費用と責任により自主的に行うもので、収益事業の実施など、より柔軟な運営が可能である点が管理運営業務と異なります。なお、事業の収益は指定管理者の収入とすることも、管理運営費に充当し、指定管理料を軽減させることも可能です。
9	使用料の徴収に関する業務(管理運営業務要求水準書P11)	(4)ウ 使用料の徴収業務に当たっての県の検査を受けること。 ※使用料の徴収事務の実施前までに、県から、地方自治体法第243条の2に規定する「指定公金事務取扱者」の指定を受ける必要がある。 とありますが、この指定を受けるためにはどのような手続き、準備物が必要なのでしょうか？	質問No.3の回答内容にてご確認をお願いします。

10	指定管理料及び経理等について(管理運営業務要求水準書 P6)	催事稼働率と施設運営費、光熱水使用料などは相関関係にあり、稼働状況の増加に合わせ当該実費は必然的に増加します。主催者の利用料金負担でないため、稼働率、利用率を上げてゆけば、光熱費を含む実費支払額が総定額を上回る場合、増加分の補填はいただけるのでしょうか？ 補填がない場合、稼働率の増加に大きく影響するものと考えます。	稼働率、利用率の増加による光熱費の増額補填はありません。
11	「こども室」の運営業務(管理運営業務要求水準書 P9)	1日を通しての預かりを可能とした場合、保護者が持参した食事をお子さんに食事介助することは可能ですか。	誤飲、アレルギー、食中毒などの恐れもありますので、従来から食事介助はしないようお願いしております。
12	「こども室」の運営業務(管理運営業務要求水準書 P9)	託児人数に余裕がある場合、遊びに来られた親子等を受け入れ、遊びのスペースとしてこども室を利用しても可能ですか。	参考資料⑭に記載のとおり、当課において求める子育て支援業務は、「男女共同参画総合支援センターを利用する者の利便を図るための一時預かり業務」ですので、こども室の利用は一時預かりに限られております。
13	「こども室」の運営業務(管理運営業務要求水準書 P9)	「一時預かり業務」とは、徳島県立男女共同参画総合支援センター及び徳島県立産業観光交流センターの利用者を対象とした一時預かりとの理解でよいのでしょうか。	参考資料⑭に記載のとおり、当課において求める子育て支援業務は、「男女共同参画総合支援センターを利用する者の利便を図るための一時預かり業務」ですが、徳島県立産業観光交流センターの利用者も対象とした一時預かりを提案することは差し支えありません。